

姫路市公平委員会規則第1号

平成17年 3月24日

姫路市公平委員会

委員長 天野泰文



姫路市職員の苦情相談に関する規則を公布する。

姫路市職員の苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号及び同条第5項の規定に基づき、職員（離職した職員を含む。次条及び第4条第2項において同じ。）からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(苦情相談)

第2条 職員は、公平委員会に対し、文書又は口頭により苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

(1) 離職に関する苦情相談

(2) 法第28条の4から第28条の6までの規定に基づく採用に関する苦情相談

(公平委員会の業務)

第3条 公平委員会は、前条に規定する苦情相談の申出を受けたときは、関係当事者に対し、指導、あっせんその他問題解決のために必要な措置を講じるものとする。

(相談員)

第4条 公平委員会は、第2条に規定する苦情相談の迅速かつ適切な処理を行うため、公平委員会事務局の職員又は苦情相談に係る問題解決のために特に必要があると認める者を、相談員として指名する。

2 相談員は、公平委員会の指揮監督の下で、苦情相談を行った職員（以下「申出人

」という。)に対し、苦情相談の処理業務を行う。

(事案の処理)

第5条 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないと認めるときは、当該事案の処理を打ち切るものとする。

2 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和26年姫路市公平委員会規則第2号）第2条の規定による要求がされたとき、又は不利益処分についての不服申立てに関する規則（昭和39年姫路市公平委員会規則第1号）第5条第1項の規定による受理がされたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(記録の作成等)

第6条 相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(調査)

第7条 公平委員会は、必要があるときは、関係機関及び関係者に対して事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

2 関係機関及び関係者は、公平委員会からの事情聴取、照会その他の調査があったときは、これに協力しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職名及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知ることのできた秘密を関係者以外に漏らしてはならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 任命権者は、申出人が公平委員会に対して苦情相談を行ったことに起因して、申出人及び当該申出人の職場の所属長その他の関係職員が職場において不利益を受けることがないよう配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第10条 公平委員会は、任命権者に対し、苦情相談に係る事務について情報の提供、

助言その他の必要な協力をを行うものとする。

2 前項に規定するほか、公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。